

文教厚生常任委員会記録

令和8年3月13日

大 治 町 議 会

大治町議会 文教厚生常任委員会記録

招集年月日	令和 8 年 3 月 13 日
招 集 場 所	大治町役場 第1委員会室
開 会	3 月 13 日 午前 9 時 48 分 (第1日)
出席委員	1 番：池田耕介                      3 番：手嶋いずみ                      6 番：鈴木 満 9 番：松本英隆                      10番：林 健児                      12番：林 哲秀
欠席委員	な し
委員外議員	2 番：八神太紀                      4 番：後藤田麻美子                      8 番：若山照洋 11番：吉原経夫
会議事件説明のため出席した者の職氏名	町長：鈴木康友                      教育長：梶浦寿男 福祉部長：安井慎一                      教育部長：水野泰博 福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 長寿支援課長：松木田英作                      保険医療課長：水野克哉 保険医療課主幹：鈴木雅之                      子育て支援課長：古布真弓 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：佐藤友哉
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代
付託事件	議案第14号 大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議案第15号 大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について 議案第16号 大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議案第17号 大治町介護保険条例の一部を改正する条例について 議案第20号 損害賠償の額を定めることについて

令和8年3月大治町議会定例会  
文教厚生常任委員会審査日程

(第1日)

令和8年3月13日(金)午前9時48分開会

1 開会宣告

2 審査日程の報告

日程第1 議案第14号 大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第15号 大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第16号 大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第17号 大治町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第20号 損害賠償の額を定めることについて



午前9時48分 開会

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

ただいまの出席委員は6人です。定足数に達していますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開会します。

これから本日の会議に入ります。

本委員会に付託されました日程第1、議案第14号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第14号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

挙手全員です。したがって、議案第14号は可決すべきものと決定しました。

日程第2、議案第15号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

◎文教厚生常任委員長 手嶋 はずみ

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

◎文教厚生常任委員長 手嶋 はずみ

挙手全員です。したがって、議案第15号は可決すべきものと決定しました。

日程第3、議案第16号大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

◎文教厚生常任委員長 手嶋 はずみ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

◎文教厚生常任委員長 手嶋 はずみ

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

◎文教厚生常任委員長 手嶋 はずみ

挙手全員です。したがって、議案第16号は可決すべきものと決定しました。

日程第4、議案第17号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

松本委員。

◎松本 英隆委員

介護保険法施行令の一部改正に所要の規定を整理するためとあるんですけど、ちょっとわかりませんでもう1回ちょっと詳しく説明してもらっていいですか。

◎長寿支援課長 松木田 英作

はい、済みません。説明が済みませんちょっと長々としましたのでわかりづらかったところあると思いますので、もう一度説明させていただきます。

まず、大治町の介護保険料は所得段階に応じまして第1段階から14段階まで設定されております。保険料の算定する際にですね、65歳以上の方の本人の住民税が課税されているか課税されていないかで段階が変わってきます。非課税の方であれば第1段階から第5段階、住民税が課税になりますと第6段階から第14段階という形で住民税の課税状況によって変わります、かつ、その方の合計所得金額に応じて段階が変わります。

今回の改正につきましては、住民税の控除が55万円から65万円に変更となりました。その際に変更となりますと住民税の課税・非課税が変更となってきますので、保険料段階に異動が生じる方が出てきます。介護保険は3年間の計画で保険料算定しておりますので、このような予期せぬ改正によって保険料の収入が下がることを防ぐ観点から、今回改正を行うものでございますが、わかりやすく説明させていただきますと、例えば単身世帯で給与収入のみの方、おひとりの方ですね、おひとりの方で給与収入のみの方で、例えば令和7年度給与収入が100万円という仮定をしまして令和8年度も同じように100万円と仮定しますと、その方はですね、令和7年度の場合、給与収入が100万円ですと令和7年度の給与所得控除は55万円ですので、そこから引きますと合計所得金額は45万円になります。45万円ですと大治町の住民税は課税となりますので、介護保険におきましては課税となりますと第6段階という階層になりまして、年額8万2000円の保険料になります。ここはですね、令和8年度全くこの方が同じような収入で給与収入100万円の収入があった場合に8年度は給与所得控除が65万円に上がりますので、差し引きしますと合計所得金額は35万円になります。住民税の非課税は38万円以下、単身の場合ですと38万円以下になりますので、35万円の合計所得金額ということは住民税非課税になりまして、この場合、介護保険の階層でいきますと、大治町の階層に当てはめると一気に第1段階の階層になりまして保険料が年間1万7700円となります。本来であれば年間8万2000円の保険料をいただくところなんですが、住民税の改正によりまして1万7700円になりまして、この保険料の収入不足を防ぐ観点から住民税の控除はなかったものとして令和8年度に限り、例えば先ほどの100万円の収入の方は7年度と同じように第6段階で保険料を算定する、そのような今回改正となっております。以上です。

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

挙手全員です。したがって、議案第17号は可決すべきものと決定しました。

日程第5、議案第20号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

林 哲秀委員。

◎林 哲秀委員

この議案が出るまでですね、なぜどのような形でイラストを取り入れたのか。インターネットだとかよそのチラシだとか、ほかのものがあつたとすればですよ、どのような形で摂取したのかその経過だけ教えてほしい。

◎福祉部次長兼民生課長 猪飼 好昭

どのようにイラストを入手したのかという御質問でございますが、当初、平成22年度に恐らくの話になってしまいますが、インターネットからダウンロードしてその画像をガイドブックの表紙に使ったものと考えられます。以上です。

◎林 哲秀委員

そのときにはもうインターネットから取ったときにね、著作権のそういうことは全く関心なくてすっと取っちゃった。

◎福祉部次長兼民生課長 猪飼 好昭

はい、今となりましては著作権の確認不足だと言わざるを得ないということしか申し上げることができませんので、よろしく申し上げます。

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

他にありませんか。

林 健児委員。

◎林 健児委員

この損害賠償金額なんですけど詳細に書類頂いてですね、4万9500円掛ける16年、出してもらっています。この4万9500円というのはどこから出てくるんですか。

◎福祉部次長兼民生課長 猪飼 好昭

4万9500円の根拠でございますが、この使用許諾料の管理をしているその管理会社がございます。そちらの料金表で画像、表紙に使う場合、冊子の表紙に使う場合は年間4万9500円ということで確認はしております。以上です。

◎林 健児委員

はい、わかりました。今これ過去のものでですね今こういう状態となって平成22年ということですので、過去のものがこうやって出てきたわけなんですけど、これ以外にこの後からそういったものが使われていたとか出てくることはないですか。それもその辺チェックされました。

◎福祉部長 大西 英樹

はい。この件が発覚してからですね、総務部とも連携取りまして大治町全体でこういったイラストを使っている、その時点でわかるものにはなっていますが、全部チェックを各部局がいたしまして他になかったということで確認をしております。以上です。

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

他にありませんか。

[「なし」の声あり]

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

◎文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ

挙手全員です。したがって、議案第20号は可決すべきものと決定しました。

以上で文教厚生常任委員会に付託されました全議案の審査は全て終了しましたので、

これで文教厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時01分 開会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

文教厚生常任委員長 手嶋 いずみ